

駐車監視員活動ガイドライン

(令和4年2月1日策定)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
国道157号(南町交差点～犀川大橋北詰交差点の間)	9時～18時

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
片町、香林坊、竪町、柿木島商店街周辺	9時～18時

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
兼六園周辺	9時～18時
金沢市役所、金沢21世紀美術館周辺	9時～18時
小立野通り(石引、宝町等)周辺	9時～18時
犀川大通り(池田町、新竪町、幸町、菊川)周辺	9時～18時
本多通り(広坂、本多町、茨木町)周辺	9時～18時
兼六大通り(兼六元町、小将町、横山町、扇町、天神町、暁町)周辺	9時～18時
弥生、泉、寺町、泉野、泉が丘周辺	9時～18時

重点地域

石川県金沢中警察署